

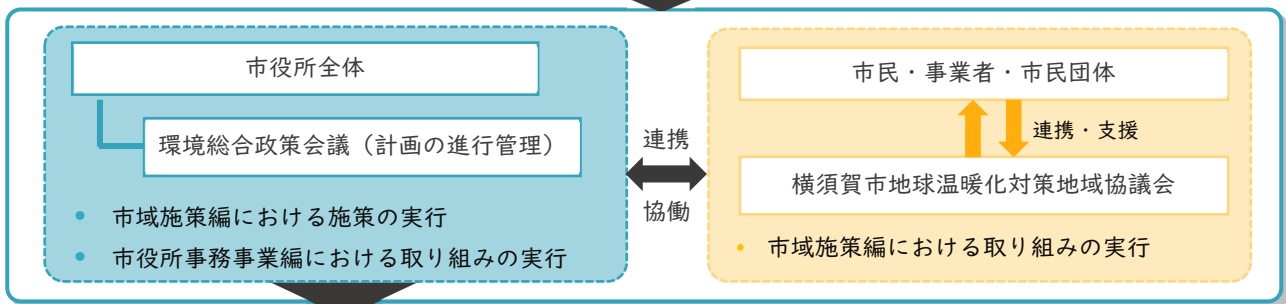
第7章 推進体制・進行管理

I 市域施策編の推進・進行管理

(1) 推進体制

市域施策編の推進・進行管理に関して、以下に示す推進体制および役割において実施します。

ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン



温対法、省エネ法、県条例に基づき報告

図 7-1 市域施策編の推進体制

(2) 進行管理

P D C A サイクルに基づき進行管理を行います。

表 7-1 市域施策編の進行管理

	実施事項	担当
Plan	本市域から排出される温室効果ガス排出量削減に向けた計画を策定する。また、施策の評価や取り組み内容の見直しに基づいて、毎年の年次計画を立案する。	市 (環境企画課)
Do	計画の下で、温室効果ガス排出量の削減に資する様々な取り組みを各主体の協働により実施する。	市民、事業者、 市民団体、市
Check	各取り組みについて、指標により達成状況および取り組みの進捗状況を評価するとともに環境審議会において議論する。 さらに、年次報告書により公表する。	市
Action	評価結果に基づいて、目標達成した取り組み・未達の取り組みについてその原因を分析し、改善に向けた具体的な方法を検討する。	市 (環境企画課)

2 市役所事務事業編の推進・進行管理

(1) 推進体制

市役所事務事業編の推進・進行管理については、以下に示す横須賀市環境マネジメントシステム（YES）の運用により推進することとします。

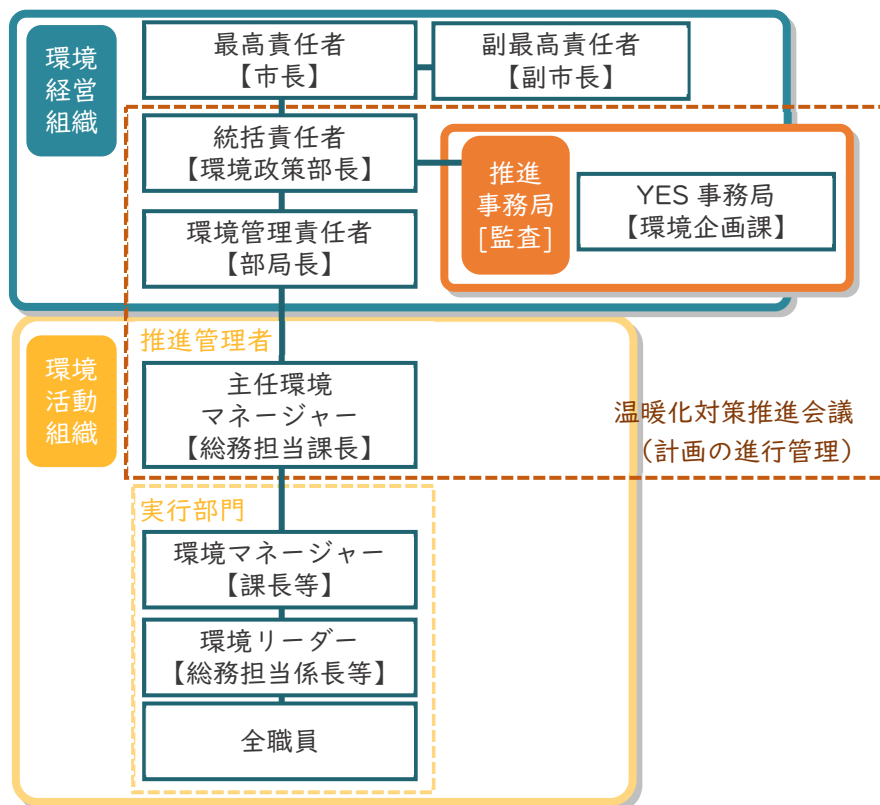


図 7-2 市役所事務事業編の推進体制

表 7-2 市役所事務事業編の推進主体と役割

主体	役割
環境経営組織	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市役所が実現しようとする理念および取り組みの方向性を明らかにする「環境方針」の制定および改定を行う 全庁的な視点から、実績・評価結果、目標、改善方針に対して指示を行う YESの維持および継続的改善を行う
推進事務局	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量の増減要因の分析結果や実績・評価を行う 一般研修の開催 取り組み状況などに関する内部監査を行う
推進管理者	<ul style="list-style-type: none"> 各部局の取り組みを対象として、とりまとめ・調整を行う
温暖化対策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 市長の指示のもと、取り組みの進捗状況や次年度の目標および取り組み計画について協議を行う
実行部門	<ul style="list-style-type: none"> 環境研修などの実施 目標設定および達成状況の検証を行う 省エネルギーに資する取り組みを行うとともに、取り組み状況・エネルギー消費量の点検・総括・評価を行う 取り組み実績に対する評価および監査における指摘に応じて、原因追及を行うとともに是正措置を検討する

(2) 進行管理

P D C A サイクルに基づき進行管理を行います。

表 7-3 市役所事務事業編の進行管理

	実施事項	担当
Plan	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画（市役所事務事業編）の目標や取り組み、省エネルギー行動ルールなどについて、研修会の開催などにより周知し、職員の理解を深めるとともに意識の向上を図る。 ・前年度の取り組みの総括を踏まえ、次年度の目標を設定する。 ・推進事務局は、温暖化対策推進会議を開催し、次年度の目標および取り組み計画を協議し承認を得る。 	推進事務局 実行部門 温暖化対策 推進会議
Do	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局・各課において、それぞれの事務事業の執行にあたり、目標達成に向けた地球温暖化対策の具体的な取り組みを実施する。 	実行部門
Check	<ul style="list-style-type: none"> ・施設におけるエネルギー使用量および二酸化炭素排出量の把握を行うとともに、増減の要因分析など自己点検・自己評価を行う。 分析した結果については、取り組みの見直し方針を検討する際に参考とする。 ・内部監査として、監査チームにより取り組み成果について点検・評価を行う。 	推進事務局 （監査 チーム） 実行部門
Action	<ul style="list-style-type: none"> ・実行部門における活動および監査結果などを踏まえ、推進事務局は、取り組みの有効性や今後の方向性など総合的な点検を行う。 ・推進事務局は、温暖化対策推進会議を開催し、計画の進捗状況を報告する。 ・前年度計画の進捗状況を総括した報告書を年に1回作成し、報告・公表する。 ・より客観性を高めるために横須賀市環境審議会への報告と意見聴取を行い、その後、ホームページなどで公表する。 ・実行部門は必要に応じ改善方針を検討し、環境経営組織は改善方針に対して指示を行う。 	環境経営組織 推進事務局 実行部門 温暖化対策 推進会議

(3) 他の法令などとの関連

市役所事務事業編における推進体制については「地球温暖化対策の推進に関する法律」「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」および「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に対応できるよう、すべての部局と連携するとともに、情報共有をしながら推進していきます。

3 財源の確保

本計画の基本方針実現に向けた取り組みを推進するにあたり、財源の確保は重要な課題です。限られた財源の中で効率的かつ着実に計画を推進するため、財源の確保や財政負担の最小化に向けた補助制度の活用や要望の提出、経済的インセンティブを与えることで各主体の環境保全の行動を誘導する経済的手法を検討します。

(1) 財政的措置

本計画の進捗状況、本市の環境の状況および、社会経済情勢などを勘案し、各種事業が総合的かつ着実に推進することができるよう、予算の確保など、必要な財政上の措置に努めます。

(2) 国・県・各種法人などにおける補助制度などの活用・要望

施策の実施に必要となる財源を確保するため、国や県などにおける地球温暖化対策に関する補助制度などについて、常に情報収集を行い、必要に応じて活用を検討するとともに、既存の制度に含まれない事業については、要望を行うなど、事業の推進に努めます。

(3) 経済的手法の導入検討

経済的手法とは、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の地球温暖化抑制のための行動を誘導する手法です。経済活動が縮小傾向にあり、少子高齢化が進展する本市においては、地球温暖化対策と経済活動との統合・両立を図るうえで重要かつ有効な手法と考えられます。